

宮崎県新型コロナウイルス感染症緊急経済対策本部設置要綱

令和 2 年 5 月 1 4 日
総合政策部総合政策課

(設置)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症による投資や消費の減退、雇用への悪影響等に対応するため、経済・雇用対策を全庁的に推進する組織として、宮崎県新型コロナウイルス感染症緊急経済対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 経済・雇用対策に係る総合調整に関すること。
- (2) 経済・雇用対策に係る情報収集、情報交換に関すること。
- (3) その他、経済・雇用対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 本部の会議は、本部長が必要と認めたときに招集する。

- 2 会議の進行は、本部長が指名する本部員が行う。
- 3 本部の会議には、本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を出席させることができる。

(幹事会)

第 5 条 本部の事務を補助するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が必要と認めたときに招集する。
- 4 幹事会の進行は、幹事長が行う。
- 5 幹事会には、幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第 6 条 本部の事務及び庶務を処理するため、総合政策部総合政策課に本部事務局を置く。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 5 月 1 4 日から施行する。
- 2 宮崎県経済・雇用対策推進本部設置要綱（平成 2 5 年 1 月 1 5 日定め）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

| | |
|------|--|
| 本部長 | 知事 |
| 副本部長 | 副知事 |
| 本部員 | 総合政策部長 総務部長 危機管理統括監 福祉保健部長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長 |

別表第2（第5条関係）

| | |
|-----|---|
| 幹事長 | 総合政策部長 |
| 幹事 | 総合政策部次長（政策推進担当） 総務部次長（総務・市町村担当） 危機管理局長 福祉保健部次長（福祉担当） 環境森林部次長（総括） 商工観光労働部次長 農政水産部次長（総括） 県土整備部次長（総括） 会計管理局次長 企業局総務課長 病院局次長 教育庁教育次長（教育政策担当） 警務部長 |